

ケアラー実態調査業務委託に係る企画提案募集要項

家族介護の担い手は、人口増を前提とした時代に比して、より少ない人数で、仕事と介護を両立していかなければならず、近年は、子育てと介護の時期が重なる「ダブルケア」の問題も生じている。

加えて、2025年には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となることから、介護を必要とする人の割合が今後急速に大きくなると見込まれているなど、ケアラーを取り巻く環境は多くの課題を有しており、ケアラー本人のみならず、家族生活等へのサポートが急務となっている。

本業務は、本県におけるケアラーの実態調査・分析、課題の抽出、その解決策を提示することにより、介護離職ゼロ社会の実現に向けた的確な対策を構築することについて、提案を求めるものである。

1 委託業務の名称

ケアラー実態調査業務

2 委託業務の仕様等

別紙「ケアラー実態調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

契約日から令和7年3月25日（火）まで

4 委託料上限額

金14,960,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) ヤングケアラー、ビジネスケアラーをはじめとしたケアラーを取り巻く環境を熟知する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

6 応募手続等

(1) 事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館2階
山梨県県民生活部県民生活総務課
電話 055-223-1350
電子メール kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案に係る質問

- ア 受付期限：令和6年10月30日（水）午後5時（必着）
提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- イ 提出先：事務局
- ウ 提出方法：電子メールとする。件名を「ケアラー実態調査業務に係る質問」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。
- エ 提出書類：質問書（様式（3））
- オ 回答：質問に対する回答は、令和6年11月1日（金）までに山梨県県民生活部県民生活総務課ホームページに掲載する。
<https://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/index.html>
- カ その他：電話や口頭での質問には応じない。また、提出のあった質問書の内容に疑義が生じた場合は、事務局から質問者に問い合わせるので、速やかに対応すること。

(3) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限：令和6年11月8日（金）午後5時（必着）
提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- イ 提出先：事務局
- ウ 提出方法：持参又は郵送とする。

- エ 提出書類：参加表明書（様式（１））、応募書類チェック表、誓約書（様式（２））、企画提案書
- オ 提案数：１者１案とする。
- カ 提出部数：８部（Ａ４判） 正本１部、副本７部
- キ その他：郵送により企画提案書等を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後３営業日以内に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
「仕様書」及び「ケアラー実態調査業務委託企画提案書作成要領」に基づき企画書を作成すること。

7 企画提案等の審査

ケアラー実態調査業務委託に係る企画提案審査会において、提案のあった企画書に基づき、オンラインによるプレゼンテーションを実施し、最も優れた企画提案を提出した事業者を最優秀提案者として決定する。

- (1) 日 程 令和6年11月13日（水）
- (2) 審査方法 オンライン審査

8 審査基準

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、別紙「審査基準表」のとおりとし、評価の得点が最も高い者を最優秀提案者とする。

9 審査結果の通知

審査結果については、全ての企画提案者へ書面により通知するものとする。

10 契約の締結等

- (1) 審査により最優秀提案者として決定された者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。契約交渉の際、企画提案書の内容を踏まえ仕様書を変更するものとし、合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。
- (2) 優先交渉権者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と交渉を行い、前項に準じて契約する。

11 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- (3) 同一人が二件以上の企画提案をしたとき
- (4) 企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- (5) 見積書の金額が不明な企画提案をしたとき

(6) その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

1 2 その他

- (1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (4) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届出書（様式（4））を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

参 加 表 明 書

年 月 日

山梨県知事 殿

令和6年10月21日付けで公告のありました次の業務に係る企画提案公募について、関係書類を添えて参加表明します。

なお、企画提案公募実施要項を理解し、別添のとおり同実施要領に定められた参加者の資格その他業務実施上の条件を満たしていること並びに提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

1 提案する業務名

ケアラー実態調査業務委託

2 添付書類

(1) 応募資格チェック表（別添）

(2) 誓約書（様式（2））

(3) 企画提案書

（提出者）

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

（担当者）

担当部署

職・氏名

電 話

F A X

電子メール

(別添)

応募資格チェック表

	条件を満たしている場合は、レ点を記載
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	
(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。	
(3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。	
(4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。	
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。	
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。	
(7) ヤングケアラー、ビジネスケアラーをはじめとしたケアラーを取り巻く環境を熟知する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2） 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （4） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - （5） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （6） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名 _____ ⑩ (男・女)

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) _____ 年 月 日

様式（3）

質 問 書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

提出者

住 所

氏 名

（法人にあつては法人名及び代表者の職・氏名）

担当者部署

担当者氏名

電 話

電子メール

「ケアラー実態調査業務委託企画提案公募」に係る次の事項について質問します。

【質問事項 1】

【質問事項 2】

【質問事項 3】

※ 質問の先頭には、「企画提案実施要項」、「仕様書」等の別とページ、項番等を明示すること。

辞 退 届 出 書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和6年10月21日付けで公告された「ケアラー実態調査業務委託」について、応募を辞退します。

電 話
F A X
E-mail
担当者名